消防計画に定めるべき事項一覧(規則第3条)

- 第三条 防火管理者は、令第四条第三項 の規定により、防火対象物の位置、構造及び設備の状況並びにそ の使用状況に応じ、次の各号に掲げる区分に従い、おおむね次の各号に掲げる事項について、当該防火対 象物の管理について権原を有する者の指示を受けて消防計画を作成し、別記様式第一号の二の届出書に よりその旨を所轄消防長(消防本部を置かない市町村においては、市町村長。以下同じ。)又は消防署長に 届け出なければならない。消防計画を変更するときも、同様とする。
- 令第一条の二第三項第一号 に掲げる防火対象物及び同項第二号 に掲げる防火対象物(仮使用の承 認を受けたもの又はその部分に限る。)
 - イ 自衛消防の組織に関すること。
 - ロ 防火対象物についての火災予防上の自主検査に関すること。
 - 八 消防用設備等又は法第十七条第三項 に規定する特殊消防用設備等(以下「特殊消防用設備等」とい う。)の点検及び整備に関すること。
 - 二 避難通路、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設の維持管理及びその案内に関すること。
 - ホ 防火壁、内装その他の防火上の構造の維持管理に関すること。
 - へ 定員の遵守その他収容人員の適正化に関すること。
 - ト 防火上必要な教育に関すること。
 - チ 消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること。
 - リ 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
 - ヌ 防火管理についての消防機関との連絡に関すること。
- ル 増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の防火対象物における防火管理者又はその補助者の 立会いその他火気の使用又は取扱いの監督に関すること。
 - ヲ イからルまでに掲げるもののほか、防火対象物における防火管理に関し必要な事項
- 令第一条の二第三項第二号 に掲げる防火対象物(仮使用の承認を受けたもの又はその部分を除<。)及 び同項第三号 に掲げる防火対象物
 - イ 消火器等の点検及び整備に関すること。
 - ロ 避難経路の維持管理及びその案内に関すること。
 - ハ 火気の使用又は取扱いの監督に関すること。
 - 工事中に使用する危険物等の管理に関すること。
 - ホ 前号イ及びトからヌまでに掲げる事項
 - へ イからホまでに掲げるもののほか、防火対象物における防火管理に関し必要な事項
- 2 防火管理上必要な業務の一部が当該防火対象物の関係者(所有者、管理者又は占有者をいう。以下同 じ。)及び関係者に雇用されている者(当該防火対象物で勤務している者に限る。第二十八条の三第四項第 二号八及び第二十九条第二号において同じ。)以外の者に委託されている防火対象物にあつては、当該防 火対象物の防火管理者は、前項の消防計画に、当該防火管理上必要な業務(法第十七条の三の三 の規 定による消防用設備等又は特殊消防用設備等についての点検を除く。以下この項において同じ。)の受託 者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該受託者の行う防火管理 上必要な業務の範囲及び方法を定めなければならない。
- 3 その管理について権原が分かれている防火対象物にあつては、当該防火対象物の防火管理者は、第一 項の消防計画に、当該防火対象物の当該権原の範囲を定めなければならない。
- 大規模地震対策特別措置法 (昭和五十三年法律第七十三号)第三条第一項 の規定により地震防災対 策強化地域として指定された地域(以下「強化地域」という。)に所在する令第一条の二第三項第一号 に規 定する防火対象物のうち、大規模地震対策特別措置法施行令 (昭和五十三年政令第三百八十五号)第四 条第一号、第二号、第十三号、第十四号及び第二十三号に規定する施設(同法第六条第一項 に規定す る者が管理するものを除く。)の防火管理者は、第一項の消防計画に次に掲げる事項を定めなければならな い。
 - 一 大規模地震対策特別措置法第二条第十三号 に規定する警戒宣言(以下「警戒宣言」という。)が発せ られた場合における自衛消防の組織に関すること。
 - 大規模地震対策特別措置法第二条第三号 に規定する地震予知情報及び警戒宣言の伝達に関するこ
 - 三 警戒宣言が発せられた場合における避難誘導に関すること。
 - 四 警戒宣言が発せられた場合における施設及び設備の点検及び整備その他地震による被害の発生の 防止又は軽減を図るための応急対策に関すること。
 - 五 大規模な地震に係る防災訓練の実施に関すること。
 - 六 大規模な地震による被害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報に関すること。
- 強化地域の指定の際現に当該地域に所在する前項の施設の防火管理者は、当該指定があつた日から六 月以内に、第一項の消防計画に前項各号に掲げる事項を定めるものとする。 6 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 (平成十四年法律第九十二号)第三
- 条第一項 の規定により東南海・南海地震防災対策推進地域として指定された地域(次項及び第四条の二 第四項において「推進地域」という。)に所在する令第一条の二第三項第一号 に規定する防火対象物のう ち、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令(平成十五年政令第三百 十四号)第三条第一号、第二号、第十三号、第十四号及び第二十四号に規定する施設(同法第六条第一 項 に規定する者が管理するものを除き、同法第二条第一項 に規定する東南海・南海地震(以下「東南海・ 南海地震」という。)に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項 に規 定する東南海・南海地震防災対策推進基本計画で定める者が管理するものに限る。)の防火管理者は、第 一項の消防計画に次に掲げる事項を定めなければならない。 東南海・南海地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関すること。
 - 東南海・南海地震に係る防災訓練の実施に関すること。
 - 三 東南海・南海地震による被害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報に関すること。
- 7 推進地域の指定の際現に当該地域に所在する前項の施設の防火管理者は、当該指定があつた日から六
- 月以内に、第一項の消防計画に前項各号に掲げる事項を定めるものとする。 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十六年法律
- 第二十七号)第三条第一項 の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指 定された地域(次項及び第四条の二第六項において「推進地域」という。)に所在する令第一条の二第三項 第一号 に規定する防火対象物のうち、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に 関する特別措置法施行令 (平成十七年政令第二百八十二号)第三条第一号、第二号、第十三号、第十四 号及び第二十四号に規定する施設(同法第六条第一項 に規定する者が管理するものを除き、同法第二条 第一項 に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震(以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」とい う。)に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項 に規定する日本海 溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者が管理するものに限る。) の防火管理者は、 第一項の消防計画に次に掲げる事項を定めなければならない。 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関すること。
 - 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練の実施に関すること。
 - 三 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による被害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育及び
- 広報に関すること。 9 推進地域の指定の際現に当該地域に所在する前項の施設の防火管理者は、当該指定があつた日から六
- 月以内に、第一項の消防計画に前項各号に掲げる事項を定めるものとする。 消防庁長官が定める要件に該当する防火対象物で防災センター(総合操作盤(消防用設備等又は特殊 消防用設備等の監視、操作等を行うために必要な機能を有する設備をいう。) その他これに類する設備によ り、当該防火対象物の消防用設備等又は特殊消防用設備等その他これらに類する防災のための設備を管
- 理する場所をいう。)が設置されているものに係る防火管理者が第一項の消防計画に定める同項第一号ト に掲げる防火上必要な教育に関する事項のうち、当該防災センターにおいて当該防火対象物の消防用設
- 備等又は特殊消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等に従事する者に対す るものについては、消防庁長官の定めるところによる。 令別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項、(九)項イ、(十六)項イ又は(十六の二)項に掲げる防 火対象物の防火管理者は、令第四条第三項 の消火訓練及び避難訓練を年二回以上実施しなければなら
- 12 前項の防火管理者は、同項の消火訓練及び避難訓練を実施する場合には、あらかじめ、その旨を消防 機関に通報しなければならない。

1